

三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準

平成 18 年 3 月 24 日

17 三総職発第 714 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、三鷹市自治基本条例（平成 17 年三鷹市条例第 17 号）第 30 条の規定に基づき、市民、学識者等の意見を市政に反映させ、協働のまちづくりの推進を図るとともに、市民会議等の活性化及び公正で透明な運営を実現するため、市民会議等の設置及び委員の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において、「市民会議等」とは、市政に関する市民の意見反映等を目的とし、要綱等により設置された市民会議、協議会その他これに類するもの（以下「市民会議」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された審議会、審査会その他これに類するものをいう。

(市民会議等の設置の原則)

第 3 条 市民会議等の設置は、行政の簡素化、効率化及び行政責任の明確化の見地との調和を図りつつ行うものとする。

2 市民会議等の設置は、法令により設置が義務付けられている場合を除き、その必要性を十分に検討し、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 設置目的及び協議又は審議事項は、他の市民会議等と重複しないようにすること。
- (2) 弾力的かつ機能的な運営を図るため、適宜、部会、分科会等を設置すること。
- (3) 原則として設置期間又は廃止時期を定めること。

(委員の選任)

第 4 条 市民会議等の委員の選任は、法令等に定めのあるものを除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 委員の数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、概ね 20 人程度とすること。ただし、市民会議等の設置の趣旨等を考慮して、特に必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 委員の選任に当たっては、市民の幅広い参加を保障する観点から、原則として、公募枠を設けること。
- (3) 委員の選任に当たっては、男女平等参画社会を目指す三鷹市男女平等参

画条例（平成 18 年三鷹市条例第 2 号）の趣旨及び三鷹市男女平等行動計画に定める平等参画指標を踏まえ、男女の比率の均衡に努めること。

- (4) 委員の年齢構成は、各年代層の意見を反映できるようその均衡に配慮すること。
- (5) 団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、市民会議等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有する者の推薦を求めるものとする。
- (6) 委員は、原則として引き続いて 3 任期又は引き続いて 10 年のどちらか長い期間を超えて在任しないものとする。
- (7) 委員の他の市民会議等との兼任は、行わないこと。ただし、法令等及び審議内容等からやむを得ない場合に限り、原則として、3 を超えない範囲で兼任することができる。

（謝礼）

第 5 条 市民会議の委員に対し、交通費相当額を謝礼として支給することができる。ただし、次に掲げる委員に対しては、別に謝礼の額を定めることができる。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) 特別の事情を有する者

（市民会議等の見直し）

第 6 条 市民会議等で次の各号のいずれかに該当するものは、廃止又は統合するものとする。

- (1) 既に目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しくその役割が低下してきているもの
- (3) 他の行政手法により代替可能なもの
- (4) 設置目的及び所掌事項が他の市民会議等と類似又は重複しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政の簡素化・効率化の見地から統合が望ましいもの

（協議等）

第 7 条 市民会議等の所管部長は、新たに市民会議等を設置する場合又は既に設置されている市民会議等を廃止若しくは統合する場合は、事前に総務部長に協議するものとする。

2 委員等に変更があった場合は、速やかに総務部長に報告するものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、この基準に基づく運営の準備が整った市民会議等から適用する。